

発 財 第 6 2 号
平成 2 3 年 1 1 月 2 日

各支部長
都道府県市長会長 様

全 国 市 長 会
会 長 長岡市長 森 民 夫
(公印省略)

平成 24 年度税制改正に向けての対応について (お願い)

平素、本会の会務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会は先般 8 月、明年度の税制改正に当たり、都市の立場から「平成 24 年度都市税制改正に関する意見」をまとめ、全国会議員はじめ、政党、政府機関等に提出しております。

現在、民主党及び政府税制調査会においては、明年度の税制改正に向けて各省ヒアリングが実施され、積極的な議論が行われているところであります。

このような中で、特に、車体課税については、経済産業省から自動車重量税（国税）及び自動車取得税（都道府県税）廃止要望が提出されております。両税は市町村税ではないものの、自動車重量税については税収の約 4 割（21 年度までは 1/3）が譲与税として、自動車取得税については税収の約 7 割が交付金として、それぞれ市町村に交付されている大事な財源であり、代替財源もなく廃止されることは絶対に認められものではありません。

また、固定資産税については、明年度の評価替えで、土地・建物の価格下落による大幅な減収が見込まれることから、地価高騰時に講じられた特例等で合理性の低下した特例を見直し、減収額の圧縮に努める必要があります。

つきましては、ご多用のところ恐縮でございますが、別紙 1 の民主党税制調査会の国会議員及び地元選出の国会議員に対し、「平成 24 年度都市税制改正に関する意見」の実現とともに、特に重要項目となっております「車体課税」及び「固定資産税」について、別添要請書に基づき要請ポイント及び参考資料等を参照していただき、機会をとらえ、できる限り早い時期に要請していただくようお願いいたします。

(照会先)

全国市長会財政部 中村・山本

電話 03-3262-2319